

# 地場産業後継者インターンシップ事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

地場産業後継者インターンシップ事業

## 2 委託業務の目的

地場産業や伝統技術に興味を持ち、職業選択の候補として地場産業の担い手を希望する学生に対して、実践的なインターンシップ支援を行うことで、地場産業等の後継者の育成・確保に直接的に寄与し、地場産業の活性化につなげる。

## 3 委託業務の実施期間

令和8年(2026年)6月1日(月)(予定)から令和9年(2027年)3月15日(月)までとする。

## 4 業務内容

### (1) インターンシップの実施

※インターンシップ…社会に出る前の学生が実際に仕事を体験するプログラム。

(就業体験、就労体験)

- ① 対象：●地場産業組合、地場産業組合に属する事業者および伝統的工芸品事業者  
(別表1および2参照)  
→1者以上を想定
- インターンシップ参加者  
→1事業者あたり6名程度を想定
- ② 回数：1泊2日程度のインターンシップ 2回程度を想定

### (2) 企画・運営

- ①インターンシップの実施にあたり、効果的な実施内容、実施時期、実施体制等を定め、計画的に実施すること。
- ②インターンシップの実施に必要な全ての調整(実施会場調整や関係機関・団体との調整等)を行うこと。

### (3) インターンシップ受入事業者・インターンシップ参加者の募集・選定

- ①インターンシップ受入事業者の選定にかかる選定方法、選定基準等を定め、募集・選定にかかる全ての業務を行うこと。なお、インターンシップ受入事業者は、県と協議のうえ決定すること。
- ②インターンシップ参加者の選定方法、選定基準を定め、募集・選定にかかる全ての業務を行うこと。なお、インターンシップ参加者は、県と協議のうえ決定すること。

### (4) インターンシップの実施・採用者の選定支援

- ①インターンシップの実施にあたっては、効果的な実施方法等を提案し、円滑に行うこと。
- ②インターンシップ受入事業者と内定者の選定支援を行い、内定者が採用後も継続して働き続けられるよう助言等を行うこと。
- ③内定者を1名以上出せるよう努めること。

(5) インターンシップ受入事業者への事前および事後指導の実施

- ①インターンシップの円滑な実施のため、インターンシップ受入事業者へのインターンシップ実施前の説明や指導を行うこと。
- ②インターンシップ実施後から、採用に向けたインターンシップ受入事業者からの相談、協議体制を整え、指導等を行うこと。
- ③地場産業組合、地場産業組合に属する事業者および伝統的工芸品事業者（別表1 および2 参照）等から、インターンシップの見学依頼やインターンシップにかかる相談等があった場合、調整対応できる体制を整えること。

(6) フォローアップ支援の実施

- ①インターンシップ参加者のインターンシップ前後のフォローアップを行うこと。
- ②インターンシップ受入事業者のインターンシップ前後のフォローアップを行うこと。

(7) 効果検証

- ①インターンシップ実施後、インターンシップ受入先事業者やインターンシップ参加者に対して、アンケート調査を可能な範囲で実施すること。
- ②アンケート調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議のうえ決定すること。
- ③実施したアンケートについて、集計、分析して県に報告すること。
- ④県に報告したアンケート調査およびデータ分析の結果にかかる著作権は、委託料が支払われた時点で県に譲渡されるものとする。

(8) 損害保険、損害賠償について

- ①委託業務実施期間中に発生した対人事故、対物事故についての保障を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。
- ②受託者が、故意または過失により施設や備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。
- ③受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。

別表1 伝統的工芸品製造業者リスト（経済産業大臣指定伝統的工芸品を含む）  
（インターンシップ受入事業者の対象）

番号	工芸品名	製造業者名	製造地域
1	近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	愛荘町
2	網織紬	奥田武雄	長浜市
		奥田重之	
3	秦荘紬	川口織物(有)	愛荘町
4	綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	守山市・ 米原市
5	手織真田紐	西村操	東近江市
6	草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	大津市
7	近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	愛荘町
8	彦根繻	(有)青木刺繍	彦根市
9	楽器系	西山生糸組合	長浜市
		木之本町邦楽器原糸製造保存会	
		丸三ハシモト(株)	
10	鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	長浜市
11	特殊生糸	西村英次	長浜市
12	押絵細工	東川雅彦	近江八幡市
13	近江真綿	近江真綿振興会	米原市
14	輪奈ビロード	(株)タケツネ	長浜市
15	信楽焼	信楽陶器工業(協)	甲賀市
16	膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	大津市
17	近江下田焼	近江下田焼陶房	湖南市
18	(再興)湖東焼	中川一志郎	彦根市
19	提灯	かさぜん中川澄美	長浜市
20	ろくろ工芸品	片山木工所	長浜市
21	木製桶樽	村田茂朋	竜王町
22	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)	高島市
23	上丹生木彫	上丹生木彫組合	米原市
24	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店	近江八幡市
25	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ	近江八幡市
26	木籠	太々野 功、荒井 恵梨子	長浜市
27	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)	彦根市
28	浜仏壇	浜仏壇工芸会	長浜市

29	鋳金具	小林鋳金具工房	大津市
		合同会社早野鋳（金水堂）	彦根市
30	近江雁皮紙	(有)成子紙工房	大津市
31	雲平筆	筆師第 15 世 藤野雲平	高島市
32	和ろうそく	(有)大與	高島市
		北村雅明	長浜市
33	太鼓	正木専治郎	愛荘町
		二代目 杉本才次	
34	大津絵	高橋松山	大津市
35	小幡人形	細居源悟	東近江市
36	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	愛荘町
37	いぶし鬼瓦	(株)美濃邊鬼瓦工房	大津市
38	神輿	(株)さかい	野洲市
39	江州よしすだれ	(株)タイナカ	東近江市

別表 2 滋賀県の地場産業組合リスト（インターンシップ受入事業者の対象）

番号	組合名
1	浜縮緬工業協同組合
2	彦根仏壇事業協同組合
3	湖東繊維工業協同組合
4	滋賀県製薬工業協同組合
5	高島織物工業協同組合
6	滋賀バルブ協同組合
7	ひこね繊維協同組合
8	滋賀県麻織物工業協同組合
9	信楽陶器工業協同組合・信楽陶器卸商業協同組合
10	滋賀県扇子工業協同組合

## 5 成果物の提出

事業終了後、次の成果物を作成し、令和 9 年(2027 年) 3 月 15 日(月)までに提出すること。

### (1) 事業報告書

本業務で実施した内容をとりまとめたもの(アンケート調査およびデータ分析したものを含む)

### (2) 記録写真データ

インターンシップ実施風景などの事業実施にかかる記録写真の撮影を行い、データで納品すること。

### (3) 回収したアンケート結果等(データでも可)

## 6 その他事項

- (1) 受託者は、遵守すべき関係法令等を則り、適正に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、事業を実施するにあたり、必ず1名以上は連絡調整者を配置し、責任者は本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する業務責任者を専任できる者で業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。業務責任者については、本業務終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務に必要な人員体制についても詳細を提案すること。
- (3) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- (5) 受託者および本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、当該受託業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分理解し、個人の権利利益を損害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (7) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (8) 本仕様書に明示のない事項または業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。
- (9) その他、本仕様書の記載のない事項については、提案の範囲とする。

## 7 問い合わせ先

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 東館2階  
滋賀県商工労働部 イノベーション推進課 地場産業振興係  
TEL：077-528-3793 FAX:077-528-4876